1 出席議員及び欠席議員

出席議員(11名)

1	番	江	上	聖	司	君	2	番	中	村	ひと	ヒみ	君
3	番	安	田		功	君	4	番	角	田		寛	君
5	番	藤	墳		理	君	6	番	富	田	栄	次	君
7	番	吉	野		誠	君	8	番	木	村	千	秋	君
9	番	栗	田	利	朗	君	11	番	丹	羽	豊	次	君
12	番	小	林	敏	美	君	13	番					_

欠席議員(1名)

10 番 広瀬文典君

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	JII	満	也	君	副 町 長	永	澤	幸	男	君
総務課	長	早	野	博	文	君	企画調整課長	栗	本	純	治	君
税務課	長	中	村		桂	君	健康福祉課長	片	岡	兼	男	君
住 民 課	長	竹	中	敏	明	君	建設課長	澤	島	精	次	君
産業課	長	髙	橋	伸	行	君	上下水道課長	髙	木	_	幸	君
会計管理者会 計 課	() () ()	橋	本	芳	朗	君	消防主任	髙	木		誠	君
教 育	長	渡	辺	眞	悟	君	教 育 次 長 兼 生涯学習課長	中	島	健	司	君
学校教育課	長	桐	Щ	浩	治	君						

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局	長	藤塚康	孝	書	記	青 木	隆一
書	記	喜多村 裕	子				

4 議事日程

日程第1 議第60号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の 制定について 日程第2 議第61号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支

援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条 例の制定について

日程第3 議第62号 垂井町総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例の

制定について

日程第4	議第66号	垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正について	
口性先生	俄 男 00 万	- 亜升門厚音光囲風加設試画及び官坪に関する朱例ツ―前以上にフバし	

日程第5 議第67号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について

日程第6 議第68号 垂井町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条

例の一部改正について

日程第7 議第69号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

日程第8 議第70号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第9 議第71号 平成26年度垂井町一般会計補正予算(第5号)

日程第10 議第72号 平成26年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議第73号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第12 議第74号 平成26年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)

日程第13 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第14 議員派遣の件

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

〇議長(栗田利朗君) これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、2番 中村ひとみ 君、3番 安田功君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事 日程に入ります。

日程第1 議第60号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例 の制定について

○議長(栗田利朗君) 日程第1、議第60号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第60号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 議第61号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関 する条例の制定について

〇議長(栗田利朗君) 日程第2、議第61号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営 並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条 例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第61号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第62号 垂井町総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例 の制定について

○議長(栗田利朗君) 日程第3、議第62号 垂井町総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

- ○11番(丹羽豊次君) 62号のちょっとお尋ねしたいと思いますが、垂井町の総合特別区域法第23条第1項ということで、今回条例を制定されるわけですが、これはどこの区域を指すのか、これを見ますと、町長が定める区域となっておるんですが、ちょっとわかりかねるので、この辺の区域と特別区域をもう少しわかったらと思います。よろしくお願いします。
- 〇議長(栗田利朗君) 産業課長 髙橋伸行君。

〔産業課長 髙橋伸行君登壇〕

O産業課長(高橋伸行君) 丹羽議員からお尋ねのあった垂井町総合特別区域法第23条第1項の 規定に基づく準則を定める条例の制定についての中で、この条例の適用は垂井町のどこでかと いうお尋ねと、条例の内容をもう少し詳しくということでございましたので、私のほうから御 説明をさせていただきます。 まず、この条例につきましては、アジアNo. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区ということで、国のほうの認定を数年前に受けております。これにつきましては、東海地区の愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、あと長野県を含めて、全体で二百五十数団体の地方公共団体だとか企業が加わっているわけでございますけれども、本町が緑地緩和の適用を受ける申請をしたのが本年でございまして、この特区の指定は受けているけれども、特区計画の中に緑地緩和を加えるという変更の認定を今回受けたわけでございます。これが11月28日でございます。

この中で、条例を制定すれば緑地を緩和する。本来なら、敷地内に20%必要ですが、5%まで緩和するという条例を今回定めまして、それを町内の航空宇宙関係の企業が今後工場計画を新設、あるいは変更、敷地内での増改築も含めてしようとするときに適用されるわけでございます。

お尋ねの垂井町内でどの区域かということでございますけれども、先ほど申しましたように、 垂井町内には、これに関連する企業2社が現在あります。それで今回、この特区の変更計画の 中で緩和しようという企業は今1社でございまして、宮代地内にございます航空宇宙関係の企 業でございますので、よろしく御理解を賜りますようお願いします。

○議長(栗田利朗君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第62号 垂井町総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第66号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長(栗田利朗君) 日程第4、議第66号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例 の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第66号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを 原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第67号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について

○議長(栗田利朗君) 日程第5、議第67号 垂井町国民健康保険条例の一部改正についてを議 題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第67号 垂井町国民健康保険条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

条例の一部改正について

日程第6 議第68号 垂井町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める

○議長(栗田利朗君) 日程第6、議第68号 垂井町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第68号 垂井町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部 改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第69号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

○議長(栗田利朗君) 日程第7、議第69号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてを議題と

〇議長(栗田利朗君) 日程第7、議第69号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてを議題と いたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第69号 垂井町町営住宅条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第70号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

○議長(栗田利朗君) 日程第8、議第70号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第70号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、これを原案のとおり 可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第71号 平成26年度垂井町一般会計補正予算 (第5号)

○議長(栗田利朗君) 日程第9、議第71号 平成26年度垂井町一般会計補正予算(第5号)を 議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

[11番 丹羽豊次君登壇]

〇11番(丹羽豊次君) ちょっと補正予算についてお尋ねしたいと思います。

初めに、国庫支出金の歳入のほうですが、今度新しく994万7,000円を受け入れられるわけですが、これは支出を見ますと、電算管理費の関係で予算の組み替えですね。当初におきましては一般財源で受けておられたのが、今回国庫支出金で受け入れるということですが、予算全体に今回補助金で補正されておるんですが、予算編成時にこの分についてはわからなかったのか。当然、予算全体ですので、私は初めにわかったんではないかと思うんですけれども、その辺をちょっとお尋ねしたいと思っております。

それと、農林水産業費で14ページですね、備品購入費で21万1,000円、備品でわなを買われ

るんですが、これは在庫というのか、垂井町はどのくらい持ってみえるのか。わなですので、 やはりわなをかけておいて、一般の住民の方がけがとかそういうことをされたり、また保険等 の対応はどうなっているのか。それと、今年度、有害鳥獣等々がどのくらいとれておるのか、 ちょっとその辺、カラス等々もわかったら教えていただきたいです。

それと災害復旧費で最終ページ、今回、工事費で1,195万7,000円を補正されておるんですが、 これらについて、工事雑費、事務費等があるんじゃないかと思うんですが、この辺についてちょっとお尋ねしたいと思います。

災害復旧費の中で、今回、工事請負費だけを1,195万7,000円補正されておりますよね。過去には、こういう災害復旧費等々について、事務費、工事雑費ですね、当然見ておったんです。 それが今回見ておられないので、1,000万ですと、やっぱり10万か十二、三万、こういう雑費があったんです。これらについて、やはり補助対象になってきますので、今回見ていないのでどうかなあと。この辺をちょっとお尋ねしたいんです。以上です。なかったらなかったで結構です。

〇議長(栗田利朗君) 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

〇総務課長(早野博文君) 丹羽議員の歳入に関します国庫支出金の総務費国庫補助金994万 7,000円の関係でございます。

これは、中間サーバーにかかります受け入れでございますが、当初予算でもございますとおり、このシステムの開発に係りましては3,500万円ほど、非常に大きな支出を要するものでございます。御案内のとおり、今回受け入れますのは、桁が1つ違うぐらい乖離しておりまして、当初から、国のほうから全国のシステム開発に幾らかかるといったことが予想できないこともございまして、したがいまして、当初で幾ら来るか全く想像がつかないといった情報も上部機関から得ておりますので、今回交付決定のあった金額について受け入れをさせていただいたということでございますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(栗田利朗君) 産業課長 髙橋伸行君。

〔産業課長 髙橋伸行君登壇〕

O産業課長(高橋伸行君) 丹羽議員からお尋ねのございました、今回補正予算の中で有害鳥獣関係のことをお願いしているわけでございますけれども、まず本年度捕獲の実績はどうであったのかというお尋ねがございました。本年度につきましては、鹿とイノシシと熊の実績がございます。カラスについても触れられましたが、カラスの捕獲の実績はございません。私どもは捕獲依頼をしておりますが、依頼をするのに、鹿、イノシシ、熊に限って依頼をしておりますので、カラスについては本年度依頼をしておりません。

鹿につきましては83頭の実績がございます。イノシシにつきましては59頭の実績がございます。熊につきましては3頭でございます。合わせまして145頭の鳥獣を捕獲しておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、わなを町でどれだけ保有しているかというお尋ねでございますが、わなにつきましては、箱わな、いわゆるおりでございますけれども、おりを10基所有しております。それと、くくりわな、ワイヤの先に仕掛けがついたわなでございますけれども、これも10基所有しております。ただ、このくくりわなとおり、両方でございますけれども、特におりなんかは、捕獲隊の隊員が所有しているおりもございます。くくりわなにつきましては、私どもが捕獲隊に依頼すると、実際に被害を受けていらっしゃる地域の農業組織が購入して捕獲隊に貸し出されて重点的にやられるというような場合もございます。したがいまして、使用している総数そのものの把握につきましては現在しておりませんので、よろしく御理解願いますようお願いします。事故のときの保険対応につきましては、当然業務委託の中に入っておりますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(栗田利朗君) 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

- ○建設課長(澤島精次君) 丹羽議員のお尋ねの災害復旧費に事務費はないのかというお尋ねでございますが、これは全て工事費でございまして、事務費は認められておりません。また、災害復旧費にかかわらず、社会資本整備補助金等においても、近年は事務費は認められないという方向になっておりますので、よろしくお願いします。
- ○議長(栗田利朗君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第71号 平成26年度垂井町一般会計補正予算(第5号)は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第72号 平成26年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

〇議長(栗田利朗君) 日程第10、議第72号 平成26年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第72号 平成26年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、これを原案のと おり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第73号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(栗田利朗君) 日程第11、議第73号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第73号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第74号 平成26年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)

〇議長(栗田利朗君) 日程第12、議第74号 平成26年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予 算(第1号)を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第74号 平成26年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(栗田利朗君) 日程第13、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。 お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行いたいが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。 お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員には、永澤幸男君及び栗田利朗を指名いたします。 お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました永澤幸男君及び栗田利朗を岐阜県後期高齢者医療 広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました永澤幸男君及び栗田利朗が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました永澤幸男君が議場におられますので、本席から垂井町議会会議規則第28条第2項の規定による当選の告知をいたします。

日程第14 議員派遣の件

○議長(栗田利朗君) 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付いたしましたとおり派遣する ことに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の件について、変更を要する場合には議長一任といたしたいが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議長に一任することに決定しました。

本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成26 年第6回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時33分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 中 村 ひとみ

会議録署名議員 安 田 功